

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……（人事課） 1

条 例

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年5月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第68号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

20 知事等（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る令和2年6月の期末手当の額は、同条第2項及び附則第17項の規定にかかわらず、同条第2項の規定による額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）知事 100分の60

（2）副知事 100分の77

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

21 常勤の委員（第2条第3項後段に規定する者を含む。）に係る令和2年6月の期末手当の額は、同条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額

に100分の90を乗じて得た額とする。

（北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

19 管理者（北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。）に係る令和2年6月の期末手当の額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、同条例附則第20項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

（北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 管理者（北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。）に係る令和2年6月の期末手当の額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、同条例附則第20項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

22 教育長（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る令和2年6月の期末手当の額は、同条第2項及び前項の規定にかかわらず、同条第2項の規定による額に100分の82を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。